

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 1 月 14 日（火）第 71 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定の通知（森づくり推進課取扱い） 1
 ○保安林の指定の解除予定（森づくり推進課取扱い） 2
 ○保安林の指定施業要件の変更予定（森づくり推進課取扱い） 2
 ○道路の位置指定（鹿児島地域振興局取扱い） 2
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（北薩地域振興局取扱い） 3
 ○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止（始良・伊佐地域振興局取扱い） 3
 ○道路の位置指定（2件）（始良・伊佐地域振興局取扱い） 3
 （熊毛支庁取扱い） 3
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（大島支庁取扱い） 4

公 告

- 落札者等の公告（県立大島病院取扱い） 4

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※）（選挙管理委員会取扱い） 4

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 5

告 示

鹿児島県告示第29号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 2 年 1 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所

出水市野田町上名字長平山4483番，字山城4550番2から4550番16まで，4550番18，4550番24，4564番4から4564番7まで，4564番11，4564番24，4564番27

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については，主伐は，択伐による。

字長平山4483番，字山城4550番3・4550番18・4564番6・4564番7・4564番11（以上5筆について次の図に示す部分に限る。），4550番2，4564番4，4564番5

イ その他の森林については，主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第30号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 2 年 1 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所
奄美市笠利町大字笠利字城泉川1302番3・1314番1・1314番3・1316番3（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1314番2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第31号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 2 年 1 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
大島郡徳之島町花徳字上木路348番、358番、山字山クビリ392番18、字上ノ川3109番8、3109番9
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び徳之島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島地域振興局告示第1号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和 2 年 1 月 14 日

鹿児島地域振興局長 井多原章一

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)

令和元年 12月13日	鹿児島市春山町 2731番地2 株式会社東宝建設 代表取締役 東優一	日置市伊集院町下谷口字 小諏訪原2204番10	73.67	6.02～6.04
----------------	--	----------------------------	-------	-----------

北薩地域振興局告示第 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 2 年 1 月 14 日

北薩地域振興局長 橋口秀仁

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ニチイケアセンター高尾野	出水市高尾野町 大久保639-1 Mテナントビル 1F	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区 神田駿河台二丁目9番地	森 信介	令和 2 年 1 月 1 日	居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護

始良・伊佐地域振興局告示第 1 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和 2 年 1 月 14 日

始良・伊佐地域振興局長 永田秋人

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
通所支援事業所 フレンドロコベリ	始良市加治木町 木田5348番地 134	特定非営利活動 法人サポートロコベリ	始良市加治木町 木田5348番地 134	伊集院麻子	令和 2 年 1 月 3 日	保育所等 訪問支援

始良・伊佐地域振興局告示第 2 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和 2 年 1 月 14 日

始良・伊佐地域振興局長 永田秋人

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
令和元年 12月19日	始良市宮島町63番地1 山始ハウジング株式会社 代表取締役 池田清	始良市西餅田字百田216番4及び216番4地先水路の一部	49.11	5.00

熊毛支庁告示第 1 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和 2 年 1 月 14 日

熊毛支庁長 谷口浩一

指定の年月日	申請者の住所及び氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
令和元年 12月19日	鹿児島市武岡一丁目108番13号 蒲生伸	熊毛郡中種子町野間字橋ノ口16859番17	35.00	4.08～5.04

大島支庁告示第 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 2 年 1 月 14 日

大島支庁長 松本俊一

事 業 所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
authentic	奄美市名瀬小宿291	特定非営利活動法人 Steady & Co	奄美市名瀬小宿291	内堀 亮太	令和元年 12月31日	就労移行支援

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 2 年 1 月 14 日

県立大島病院長 石神純也

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
高精度放射線治療システム 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県立大島病院総務課
奄美市名瀬真名津町18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年11月11日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社横尾器械
鹿児島市西別府町2941-27
- 5 随意契約に係る契約金額
431,860,000円
- 6 随意契約によることとした理由
地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号該当

選挙管理委員会告示**鹿児島県選挙管理委員会告示第 1 号**

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 1 月 14 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

2の表118の項を削る。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第 5 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 20 条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 2 年 1 月 14 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑓野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P G I D R E A M R O A D - M J	株式会社サンセイアールアンドディ	9P1523
ぱちんこ遊技機	P G I D R E A M R O A D - M H	株式会社サンセイアールアンドディ	9P1582
ぱちんこ遊技機	P フィーバーアクエリオン 6 b V	株式会社ビスティ	9P1674
ぱちんこ遊技機	P ぱちんこ A K B 4 8 ワンツース リーフェスティバル A 1	株式会社オッケー.	9P1527